提出された意見とそれに対する市の考え方及び修正点

No.	該当ページ	項目	意見の要点	市の考え方
				修正点
1	ごみ			P78第4章第14節5. 現況に対する計画との整合を図り、修正しま
			資源ごみの持ち去りについて	す。なお、本計画は一般廃棄物に係る長期的視点に立った基本方針
			本計画の第8節 課題・問題点の整理で資源ごみの	を明記するものであることから、条例改正に向けた実務については、
			持ち去りと掲げながら具体的な計画が明記されていな	計画には示しません。
			い、昨年9月の議会答弁において条例見直しを進める	P77 第 4 章第 14 節 その他ごみ処理に関し必要な事項 5. 資源物
	処理基	5. 現況に対	との回答があったがいかがなものか?P78「現状に対	の持ち去り対策について以下の記述を追加します。
	本計画	する計画	する計画」では条例を改訂し、ごみ集積場から資源物	
	P78		を持ち去る行為を禁止します。と明記してあるに第4章	5. 資源物の持ち去り対策について
			には盛り込まれていないのはなぜか?新たに項目を	ごみ集積所からの資源物の持ち去り行為を抑止するため、引き続き
			設けたとえば条例改正に向けて準備委員会設置とか	監視パトロールを実施するとともに、「亀山市廃棄物の処理及び清掃
			何時までに改定しますなどが盛り込まれてほしい。	に関する条例」を一部改正し、これらの行為を禁止し、厳正に対処し
				ていきます。
2			何時も不用品処理で「環境センター」にお世話になって	
			居りますが、環境センターに不用品を運び込んだと	
			き、何時も思うことが有ります、結構再利用出来る物	
			が捨てられて居る事が有り、「勿体ない」「欲しい」と思	
			うことが多数有り、例えば家具類(机、棚)、陶磁器類	ご意見の内容は、計画中 P69の行政の役割16)「不用品再使用の
	その他		(火鉢、植木鉢)、機械類(工具、農機具、バイク)	検討」の中に含まれております。
	ての他		等々、これらの物は「センター」に搬入された物、全て	
			廃棄されていると思いますが、これら再利用出来そう	
			な物を「一般販売」として「再利用できるシステム」は出	
			来ないでしょうか?ただ、このシステムを構築するに当	
			たって「運用費用」が発生しては意味は有りません、	修正なし
			「利益」を得る事が必要と成ります。	